

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

大 分 市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明（以下、「本証明」という。）により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社※¹設立時の登録免許税の減免について

- （１）創業を行おうとする者又は創業後５年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※²を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※１ 株式会社又は合同会社を指します。

※２ 資本金の 0.7%の登録免許税が 0.35%に軽減されます。

（株式会社の場合 最低税額 15 万円の場合は 7.5 万円、合同会社の場合 最低税額 6 万円の場合は 3 万円の軽減）

- （２）特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- （３）本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- （１）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の 6 か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- （２）本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金※³の貸付利率の引き下げについて

- （１）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能（別途、審査を受ける必要があります）。
- （２）本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

※３ 旧名称：新規開業支援資金

●大分市から証明書発行者に対して、発行後の証明書使用状況や創業の状況等のアンケート、聞き取り調査等を実施することがあります。ご協力をお願いいたします。

〔証明書に関する問い合わせ先〕 大分市 創業経営支援課 TEL097-585-6029